

最高裁判二第000497号

(訟ろ－6)

平成17年10月26日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 大 谷 直 人

最高裁判所事務総局家庭局長 山 崎 恒

被告人の公判前整理手続期日への出頭等に関する取扱いにつ
いて（通知）

標記の取扱いについて、法務省矯正局長から別添のとおり通達の送付がありましたので、参考のためお知らせします。

なお、警察庁においても、法務省矯正局と同様の取扱いをするよう各都道府県警察に周知させる措置がとられたものと承知しています。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

(別添)

法務省矯成第7397号

平成17年10月21日

最高裁判所事務総局刑事局長 大谷直人 殿
最高裁判所事務総局家庭局長 山崎恒 殿

法務省矯正局長 小貫芳信

被告人の公判前整理手続期日への出頭等に関する取扱いについて（通知）

標記については、別添のとおり、行刑施設の長等あて通達しましたので、通知します。

平成17年10月21日

行刑施設の長 殿
矯正管区長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

被告人の公判前整理手続期日への出頭等に関する取扱いについて（通達）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号。この法律による改正後の刑事訴訟法を、以下「刑訴法」という。）の一部が本年11月1日から施行され、刑事裁判の充実・迅速化の一環として、公判前整理手続の制度が開始されることに伴い、行刑施設収容中の被告人（以下「被告人」という。）に関する標記について、下記のとおり、留意事項を取りまとめたので、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 被告人に対する公判前整理手続期日の通知について
 - (1) 刑訴法第316条の6第2項に基づく通知は、原則として、裁判所から公判前整理手続期日の日時及び裁判所名等が記載された通知書の送付をもってなされること。
 - (2) 刑訴法第316条の9第2項に基づき、裁判所が被告人に対し、公判前整理手続期日への出頭を求める場合、原則として、(1)の通知書に加え、又はこれに代え、召喚状が送達されること。
- 2 被告人から公判前整理手続期日への出頭希望があった際の対応について
 - (1) 上記1(1)の通知がなされている状況において、被告人から公判前整理手続期日への出頭希望の申出があった場合には、その旨を裁判所に対し連絡し、期日及び実施場所を確認すること。
 - (2) 上記(1)の場合においては、刑訴法第316条の9第1項に基づき、被告人に公判前整理手続期日に出頭する権利があること等にかんがみ、上記裁判所からの通知、被告人からの出頭希望の申出があり、裁判所から期日及び実施場所の確認を取ることができれば、公判前整理手続期日への出頭に当たり、裁判所等に対し、身柄護送の根拠となる文書の発出を求める必要はないこと。
 - (3) 裁判所から期日及び実施場所を確認したときは、過誤防止の観点から確実に記録

すること。

(4) 公判前整理手続期日の当日に至り被告人から出頭希望の申出があるなど、職員配置等から被告人を出頭させることができない事情のある場合は、裁判所に対し、そのような事情を具体的に説明すること。

3 召喚された被告人等が公判前整理手続期日への出頭を拒否した場合の対応について

(1) 上記1(2)の召喚状が発出された被告人が、公判前整理手続期日への出頭を拒否する意思を示した場合は、その旨を裁判所に連絡の上、対応を協議すること。

(2) 上記2(2)により出頭することとなった被告人が、公判前整理手続期日への出頭希望の申出を撤回した場合は、その旨を裁判所に対し連絡すること。

4 その他

被告人を出頭させるに当たり、普段の動静等から戒護上の支障が予想されるような場合には、事前に裁判所に事情を説明し、対応を協議すること。